

京都市告示第 467 号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成22年3月19日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
吉原 静	空水治療院	北区大宮南田尻町58番地	平成22年 2月3日
村上 賢隆	村上 賢隆	左京区岩倉上蔵町54番地 岩倉団地	平成22年 2月1日
中西 惣也	あいおわほし鍼灸 整骨院	中京区西ノ京星池町38番 地の14	平成22年 2月1日
福本 栄治	福本鍼灸院	下京区本神明町426番地 の1の202	平成22年 2月3日
林 晴敏	訪問リハビリマッ サージにここ	右京区西京極南方町33番 地の1	平成22年 2月1日
佐々木 英 人	株式会社ティーダ 森指圧療術院	西京区大枝北沓掛町3番地 の19の3	平成22年 2月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)